

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公開番号】特開2018-42588(P2018-42588A)

【公開日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2016-177287(P2016-177287)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 4 9 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抽選結果に基づいて演出表示装置における演出の進行を制御することができる演出制御手段が保護ケースに収容される遊技機であって、

前記保護ケースには導電性を備えた金属板を備え、

前記演出表示装置の後面は金属で構成されたシールドとされており、

前記金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられ、

前記保護ケースが前記遊技機へ装着されると、前記金属板と前記シールドとが導電性弹性部を介して電気的に接続されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(解決手段1)

抽選結果に基づいて演出表示装置における演出の進行を制御することができる演出制御手段が保護ケースに収容される遊技機であって、前記保護ケースには導電性を備えた金属板を備え、前記演出表示装置の後面は金属で構成されたシールドとされており、前記金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられ、前記保護ケースが前記遊技機へ装着されると、前記金属板と前記シールドとが導電性弹性部を介して電気的に接続されることを特徴とする遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

この遊技機では、抽選結果に基づいて演出の進行を制御することができる演出制御手段を保護ケースに収容している。この遊技機では、保護ケースには導電性を備えた金属板を備えている。また、演出表示装置の後面は金属で構成されたシールドとなっており、金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられる。保護ケースが前記遊技機へ装着されると、金属板とシールドとが導電性弹性部を介して電気的に接続される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

このように、本発明の遊技機では、導電性を備えた金属板とシールドとを導電性弹性部を介して電気的に接続されることにより、演出制御手段への電磁波ノイズの影響を、金属板とシールドとにより低減することができる。したがって、電磁波ノイズによる影響を低減することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本実施形態では、例えば、普通抽選結果、第一特別抽選結果又は第二特別抽選結果が抽選結果に相当し、図119の周辺制御ユニット1500が演出制御手段に相当し、図1のパチンコ機1が遊技機に相当し、図119の金属製のシールド板1540が金属板に相当し、図123の演出表示装置1600における金属製裏蓋がシールドに相当し、図123の導電性弹性部材1545が導電性弹性部に相当する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】